

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注								
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,680 単位)	×98/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
		要介護2 ( 10,138 単位)									-62単位						
		要介護3 ( 16,833 単位)									-111単位						
		要介護4 ( 21,293 単位)									-184単位						
		要介護5 ( 25,752 単位)									-233単位						
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,287 単位)									事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 ( 12,946 単位)									-91単位						
		要介護3 ( 19,762 単位)									-141単位						
		要介護4 ( 24,361 単位)									-216単位						
		要介護5 ( 29,512 単位)									-266単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,680 単位)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位									
	要介護2 ( 10,138 単位)	-62単位															
	要介護3 ( 16,833 単位)	-111単位															
	要介護4 ( 21,293 単位)	-184単位															
	要介護5 ( 25,752 単位)	-232単位															
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																	
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																	
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																	
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)																
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)																
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)																

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100